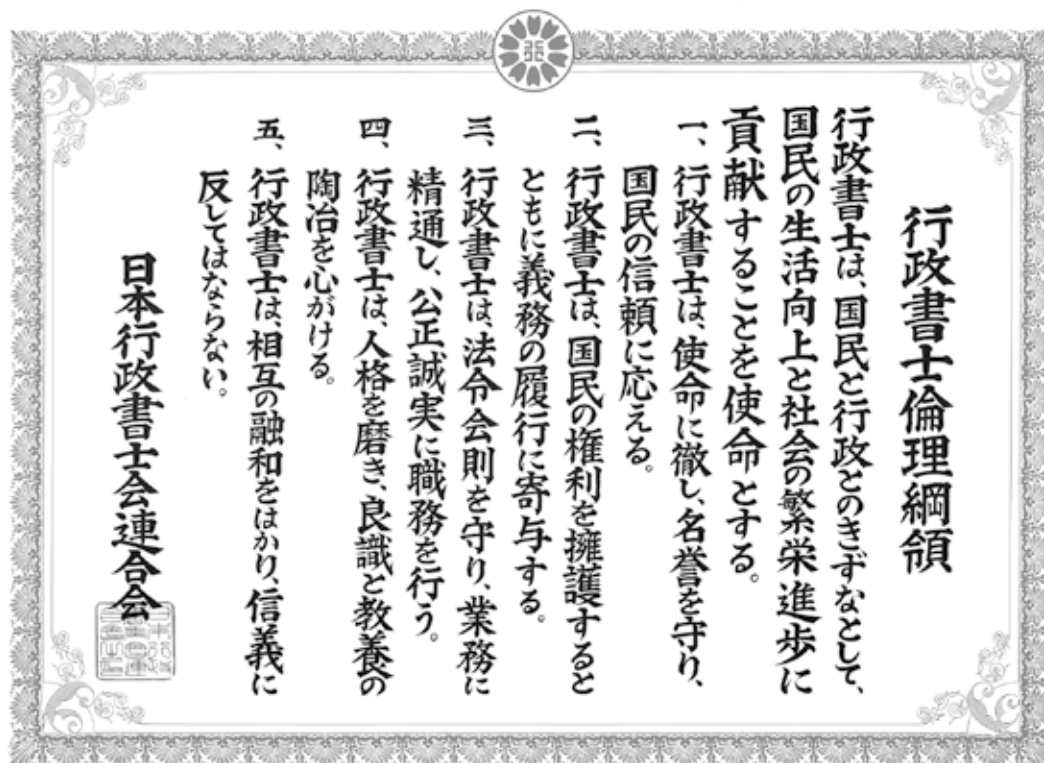


行政やまぐち





目 次

☆ 山口県行政書士会会長挨拶	1
☆ 山口県行政書士会副会長挨拶	2
☆ 山口県行政書士会選挙管理委員の選任について	3
☆ 令和8年度山口県行政書士会定時総会	4
☆ 令和8年度山口県行政書士 被表彰者	5
☆ 令和8年春の褒章	6
☆ 令和8年度日行連定時総会報告	7
☆ ほんとうに誰ひとり取り残さない行政書士のためのDX Vol.2 ChatGPTでチラシ画像を作ってみたー農地転用チラシを例にー	8
☆ 行政書士が知っておきたい金利のハナシ	11
☆ メールアドレスご登録のお願い	16
☆ 会務報告	17
☆ 新入会員あいさつ	20
☆ 会員の動き	23
☆ (広告) ワイズ公共データシステム株式会社	
☆ (広告) (一財) 建設業情報管理センター	
☆ 会費の納入について	
☆ 編集後記	

【表紙写真】

提供：山野 和民 会員（宇部支部）

山口県行政書士会会長挨拶

山口県行政書士会会長 杉山 久美子

令和8年度山口県行政書士会定時総会も終了し、行政書士制度を国民の皆様にとって、身近でありかつ権利利益の実現に資することのできる国家資格者によって形成される制度として進化を遂げるべくスタートをきることとなりました。

本年1月1日に施行された行政書士法の一部改正がもたらした成果は、近年の法改正においても秀逸なものであり、今までは行政書士の法定業務でありながら、行政書士以外の者や団体が行っていたものが、一定数行政書士の業務として手元に戻りつつあります。

この後は、行政書士が手がけた事のない分野、あるいは経験値がほぼない分野の業務が、今般の法改正の流れに乗って、行政書士に依頼される事を想定し、事前にその分野がどのような分野であるのかの推定、それに基づいての会員を対象とした研修など、日本行政書士会連合会に主導を委ねつつ、本会でもリサーチをしていきたいと考えます。

また、特定行政書士の取り扱える範囲が拡大したのですが、山口県下においては、行政不服の申立件数はさほどないのが現状です。

日行連が「行政不服相談員」として特定行政書士を自治体に派遣することも検討しておりますので、本会においても市町課にご相談し、申立というより、その予防の観点から活躍の場所を創設できるよう取り組んでいきます。

そして、行政書士の業務は、許認可申請と権利義務に関するもの双方がデジタル化への変化を始めています。

私たち行政書士は今回の法改正において、デジタル化に順応し国民をお支えする使命規定を頂戴しました。

この規定に恥じぬよう、これからの社会においても、国民の皆様に寄り添い、しっかりとお支えしてまいります。

どうぞ引き続き本会の運営に対しご理解ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

山口県行政書士会副会長挨拶

総務部担当 綿部 未央

新年度を迎え、会員の皆様におかれましては、新たな気持ちでご活躍のことと心よりお慶び申し上げます。

昨年度は、総務担当副会長として初めての職務に就き、右も左もわからぬまま慌ただしく駆け抜けた一年でございました。

不慣れな私を温かくお支えいただいた役員・会員の皆様、そして事務局スタッフの皆様に、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

至らぬ点も多々あったかと存じますが、皆様のご協力とご助言に支えられ、多くのことを学ばせていただいた実りある一年となりました。

さて、令和8年1月1日に行政書士業務に深く関わる重要な法改正が施行されました。この大きな変化を会員の皆様とともに確実に乗り越えていくことが、今年の私に与えられた使命と心得ております。

昨年の経験を糧に、法改正の内容を実務に活かすための情報提供など、皆様の日々の業務に直結する実践的な活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

会員の皆様には引き続きのご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

業務部担当 正木 大介

業務部担当副会長として、2年目を迎えるにあたり、改めて会員の皆様にご挨拶申し上げます。

昨年度は、業務研修をはじめ各種事業の実施に際し、多くの皆様にご協力を賜り、誠にありがとうございました。行政書士を取り巻く環境は、デジタル化の進展、法改正への対応、相続・入管・許認可等における社会的ニーズの高まりなど、日々変化しています。こうした中で、会員一人ひとりが専門性を高め、適正かつ信頼される業務を行うことの重要性はますます大きくなっていると感じております。

業務部としては、実務に直結する研修の充実を図るとともに、会員の皆様が安心して業務に取り組めるよう、情報提供と支援に努めてまいります。また、副会長として、会全体の円滑な運営、組織力の向上、会員相互の連携強化にも力を尽くしてまいりたいと思います。

本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

企画広報部・社会貢献事業部担当 長澄 智史

令和8年度におきましては、企画広報部及び社会貢献事業部を担当する副会長として、行政書士制度のさらなる周知と、地域社会に根ざした活動の充実に努めてまいります。

近年、少子高齢化、地域人口の減少、デジタル化の進展、外国人との共生社会の推進など、社会環境は大きく変化しております。その中で、行政書士に求められる役割も多様化し、身近な法律専門職としての期待はますます高まっております。

企画広報部においては、会員相互の連携を深めるとともに、広報活動を通じて行政書士制度の理解促進と認知度向上を図ってまいります。ホームページやSNS等の活用を含め、時代に即し

ご挨拶

た情報発信を積極的に行い、県民の皆様に「困ったときは行政書士へ」と感じていただける広報を目指します。また、会員にとって有益な研修や情報共有の機会を充実させ、組織力の向上にも取り組んでまいります。

社会貢献事業部においては、無料相談会や女性のための相談会などを通じて、県民の皆様に寄り添った活動を継続してまいります。特に、高齢者支援、相続・遺言、成年後見、外国人支援、防災・災害支援など、地域社会の課題に対して行政書士として何ができるかを常に考え、実践してまいります。

行政書士は「街の身近な法律家」として、地域社会と行政をつなぐ重要な役割を担っています。県民の皆様から信頼され、必要とされる存在であり続けるため、会員一人ひとりが誠実かつ専門性の高い業務を遂行できるよう、会務運営にも尽力してまいります。

令和8年度も、各部の部長副部長、部員の皆様、もちろん会員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、山口県行政書士会の発展と地域社会への貢献のため、全力で取り組んでまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。

お知らせ

山口県行政書士会選挙管理委員の選任について

令和8年5月23日付就任

任期：就任後第2回目の定時総会終結の日まで

支部	会員氏名
委員長・下関支部	白石 創
副委員長・山口支部	吉田 宏史
岩国支部	田中 陽子
周南支部	山川 幸志
防府支部	大田 力哉
萩 支部	横山 好信
宇部支部	石川 陽平

令和8年度 山口県行政書士会 定時総会

日時 令和8年5月23日（土）15時00分

場所 かめ福オンプレイス（山口市湯田温泉4-5-2）



水本恵子会員の司会、議長の倉本浩次郎会員、副議長の越智隆次会員の進行で議事が進められました。

本年度も質問等がありましたが、最終的には全ての議案について承認が得られました。

【当日の出席者数】

会員総数 502名
個人会員出席 68名
個人会員委任状出席 214名（定足数168名）
※会則規定の定員数を満たし、有効に開催されました。

【令和8年度定時総会議事及び採決結果】

いずれの議案も、原案どおり可決されました。

第1号議案 令和7年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 山口県行政書士会会則の一部改正（案）について

第4号議案 日本行政書士会連合会定時総会代議員の選出について



令和8年度山口県行政書士 被表彰者



【山口県知事表彰】被表彰者：西谷佳記会員



【山口県行政書士会会長表彰】被表彰者代表：美原喜大会員

【山口県知事表彰】

(行政書士表彰)

西谷 佳記（下関支部）

【山口県行政書士会会長表彰】

(役員・委員表彰)

原田 和弘（萩支部）

美原 喜大（萩支部）

大村 照幸（防府支部）

(永年表彰)

(35年表彰)

石光 孝英（下関支部）

田村 滋規（周南支部）

高野 一夫（宇部支部）

松本 智（周南支部）

林 萬守（宇部支部）

藤井 彰（周南支部）

片山 直樹（山口支部）

(10年表彰)

上田 創（山口支部）

野上 宙樹（山口支部）

北山 英広（周南支部）

松尾 光広（下関支部）

渡邊 善美（下関支部）

椎木 伸直（周南支部）

三輪 功（防府支部）

西崎 和恵（周南支部）

明石 真一（下関支部）

嶋崎 豊人（下関支部）

梅野 英喜（下関支部）

山野 和民（宇部支部）

酒井 秀毅（宇部支部）

倉本浩次郎（宇部支部）

田中 豊文（岩国支部）

綿部 未央（防府支部）

奈良 恒人（山口支部）

筏 真理（岩国支部）

佐伯久美子（岩国支部）

水本 恵子（周南支部）

藤村 元彦（山口支部）

山根喜友会員が黄綬褒章を受章されました

この度、当会萩支部の山根喜友会員が、黄綬褒章受章の栄に浴されました。

栄えある黄綬褒章ご受章を、謹んでお祝い申し上げます。

これは、山根喜友会員が長年にわたり業務に精励され、人々の模範となるよう、日々、精進された賜です。

我々、同じ山口県行政書士会会員としても大変誇らしく、目標となる先輩です。

山根喜友会員におかれましては、これからも益々のご健勝とご多幸をお祈りしつつ、これからも我々会員を先導して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。



ご経歴

行政書士登録年月日 平成7年5月1日

萩市大字平安古町190番地5にて開業中

役員歴 本会理事 自 平成11年5月29日
至 平成15年5月31日

本会副会長 自 平成15年6月1日
至 平成21年5月30日

黄綬褒章伝達式 令和8年5月14日



令和8年5月14日に日行連主催令和8年春の黄綬褒章記念品贈呈式が行われました。

令和8年度 日本行政書士会連合会 定時総会



令和8年6月18日（木）及び19日（金）の両日、東京プリンスホテルにおいて、日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。

総会には全国の行政書士会から代議員及び役員が出席し、令和7年度事業報告及び収支決算の承認、令和8年度事業計画及び収支予算の報告並びにその他重要案件について審議が行われました。

開会にあたり、会長より挨拶が行われ、行政書士制度を取り巻く社会環境の変化への対応、デジタル化の推進、国民及び事業者に対する法務サービスの充実など、今後の行政書士制度の発展に向けた取組について説明がありました。

議事においては、各議案について執行部から説明がなされ、質疑応答の後、慎重な審議が行われました。その結果、上程された各議案は原案どおり承認・可決されました。

また、会務運営や制度改善に関する意見交換も活発に行われ、全国の行政書士会相互の連携強化と行政書士制度のさらなる発展に向けた認識を共有する機会となりました。

本総会を通じて、日本行政書士会連合会は、国民の権利利益の実現及び行政手続の円滑化に寄与する専門家としての使命を再確認するとともに、行政書士制度の一層の充実・発展に取り組んでいくことを確認しました。

ほんとうに誰ひとり取り残さない行政書士のための DX Vol.2

ChatGPT でチラシ画像を作ってみたー農地転用チラシを例にー

防府支部 大田 力哉

はじめに

「チラシを作りたいけどデザインの知識がない」「外注する時間も予算もない」——行政書士事務所の広報は後回しになりがちです。

ChatGPT の画像生成機能は進化が著しく、2026 年 4 月 21 日には「ChatGPT Images 2.0」が公開されました。日本語テキストを画像の中に正確に描画できるようになり、チラシ・インフォグラフィック・案内表示の作成が現実的な選択肢になっています。

今回は農地転用業務の集客チラシを例に、プロンプトだけで仕上げる方法・写真を読み込む方法、そして無料版と有料版の違いを解説します。

2026 年 5 月時点の最新状況

ChatGPT の画像生成は現在「ChatGPT Images 2.0（モデル名：gpt-image-2）」が稼働しています。従来との主な違いは以下のとおりです。

ChatGPT Images 2.0 の主な進化点(2026 年 4 月公開)

- ・日本語テキストを画像内に正確に描画できるようになった(チラシの文字崩れが大幅に減少)
- ・「シンキングモード」で Web 検索＋推論してから生成(最新情報を反映した画像が作れる)
- ・1 回の指示で最大 10 枚を一括生成可能(サイズ違いの異なる SNS 用バナーなどに便利)
- ・解像度は最大 2K、アスペクト比は横長 3:1 から縦長 1:3 まで指定可能
- ・サム・アルトマン CEO が「GPT-3 から GPT-5 への飛躍に相当する」と表現するほどの大型刷新

無料版・有料版の違いと注意点

2026 年 5 月時点では、無料版でも「インスタントモード」に限り画像生成ができます（1 日 5 枚程度）。ただしシンキングモードや写真読み込みは有料版限定です。

項 目	無料版	Plus	Team
画像生成	1 日 5 枚まで(インスタントモードのみ)	✓ 実質制限なし	✓ 実質制限なし
シンキングモード	✗ 不可 (Web 検索+推論)	✓ 利用可	✓ 利用可
写真読み込み	△ 制限あり	✓ 安定利用可	✓ 安定利用可
一度に複数枚生成	✗ 不可	✓ 最大 10 枚	✓ 最大 10 枚
解像度・比率指定	標準のみ	✓ 最大 2K/3:1～ 1:3	✓ 最大 2K/3:1～ 1:3
月額料金	無料	約 3,000 円	約 6,000 円 (1 人あたり)

※無料版の生成枚数は公式に固定値が明示されておらず、OpenAI 側の状況により変動します。

※有料版でも短時間の大量生成時に一時的なクールダウンが発生する場合があります。

※シンキングモードは 1 回の生成で枠を多く消費します。試作段階ではインスタントモードで十分です。

※本誌発行時には変わっていることもあります。

STEP 1 プロンプトだけでチラシを作る

入力欄に日本語でそのまま指示するだけです。モード切替のボタンが表示されている場合、まずは「インスタント」で試してみてください（無料版でも使えます）。

農地転用の手続きを案内する A4 縦サイズのチラシ画像を作成してください。

【掲載内容】

- ・タイトル:「農地を転用したいとお考えの方へ」
- ・サービス内容:農地転用許可申請・届出の代行
- ・事務所名:サテン行政書士事務所
- ・担当者:行政書士 大田 力哉
- ・所在地:山口県
- ・対象:農地を宅地・駐車場・資材置き場などに転用したい方

【デザイン指示】

- ・清潔感のあるプロフェッショナルなデザイン
- ・緑と白を基調にした配色
- ・「まずはご相談ください」という一言を目立つ場所に入れる
- ・QR コードのダミーをフッターに配置する
- ・画像内のテキストはすべて日本語で正確に表示すること

数秒〜数十秒で初稿が生成されます。Images 2.0 から日本語テキストの精度が大幅に上がっており、事務所名や業務名が文字化けしにくくなっています。

修正指示の例(チャットで続けて送るだけ)

- ・「事務所名をもっと大きくしてください」
- ・「背景を白にして、緑をアクセントカラーとして使ってください」
- ・「電話番号を追加してください:083-XXX-XXXX」
- ・「もう少しシンプルなレイアウトにしてください」

※それでも数字(電話番号・住所等)は誤生成されることがあります。必ず内容を確認してください。

STEP 2 写真を読み込んでクオリティを上げる

有料版(Plus 以上)では、事務所の外観写真や農地・田んぼの写真をアップロードし、それをチラシに反映させることができます。「実在の事務所」という信頼感が加わり、印象が大きく変わります。

操作手順

1. チャット入力欄の「 (添付)」ボタンから写真ファイルを選択してアップロードする
2. 写真がアップロードされたことを確認し、以下のようなプロンプトを送信する
3. 生成された画像を確認し、追加修正があれば引き続きチャットで指示する

添付した写真(猫)をチラシの背景ビジュアルとして使ってください。

STEP 1 で作ったデザインをベースに、この写真を組み込んで作り直してください。

写真は背景に薄くぼかして配置し、その上にタイトルテキストをオーバーレイしてください。

写真を使う際のポイント

- ・明るくピントが合った写真を使う(暗い写真は AI が処理しにくい場合がある)
- ・人物が写る場合は本人の同意を得ること
- ・著作権フリー素材(Unsplash・Pixabay 等)も活用できる
- ・「背景に薄くぼかして」「左側に配置して」など用途を具体的に指示すると精度が上がる

有料版限定:シンキングモードを使う

Images 2.0 で新たに追加された「シンキングモード」は、生成前に Web 検索と推論を組み合わせで最新情報を取り込んでから画像を作る機能です。

たとえば「2026 年のトレンドカラーを使って」「今季の農業補助制度の名称を入れて」といった指示にも、自分で調べずに対応してくれます。チラシの鮮度を保ちたい場合に有効です。

※ シンキングモードは生成枠の消費が大きいので、最終仕上げの段階で使うのが効率的です。

完成画像のダウンロードと活用

生成画像にマウスを合わせると表示されるダウンロードボタンから PNG 形式で保存できます。

活用シーン

- コンビニのマルチコピー機でそのまま A4 印刷
- 事務所ホームページや SNS (X・Instagram) に掲載
- PDF に変換してメール添付で送付
- 農地転用・建設業許可・相続など業務ごとに複数パターンを短時間で作り分ける
- SNS 用に横長 (3:1)、印刷用に縦長 (A4) など比率を変えて一括生成

おわりに

ChatGPT Images 2.0 の登場で、行政書士事務所のチラシ制作はさらに敷居が下がりました。日本語テキストの精度向上により、事務所名・業務名・スローガンが意図どおり画像内に入るようになったのは実務上の大きな前進です。

まずは無料版のインスタントモードで「どんなものができるか」を体感してみてください。気に入ったら有料版のシンキングモードや写真読み込みを試すという順番が効率的です。農地転用のチラシ一枚からでも、十分な効果を実感できるはずです。

※ 本記事の情報は 2026 年 5 月時点のものです。ChatGPT の仕様は頻繁に更新されるため、最新情報は OpenAI 公式サイトでご確認ください。



STEP1 プロンプトだけで作ったチラシ



STEP2 写真を読み込んでクオリティを上げたチラシ

行政書士が知っておきたい金利のハナシ

山口支部 岩男 誠

はじめに ― 金利と土業の関わり

行政書士は、許認可申請や契約書作成、相続・遺言手続きなど、多岐にわたる業務を担います。その中でも、資金調達や金銭消費貸借契約、相続財産の評価、事業承継計画の策定といった場面では、「金利」の知識が不可欠となります。

たとえば、依頼者が銀行や日本政策金融公庫から融資を受けるにあたり、返済シミュレーションを確認したい場面があります。あるいは、遺産分割協議で預貯金の利息計算が争点となることもあります。また、未払い債務についての法定利息をめぐる問題が生じることも少なくありません。

このような場面で、行政書士が金利の仕組みを正確に理解していることは、依頼者への適切なアドバイスや書類作成の精度を高める上で大きな強みとなります。

本稿では、おカネに関わる仕事をしてきた経験から、グレーゾーン金利や法定金利といった法的観点、そして行政書士の実務における活用例を解説します。専門家としての知識の幅を広げ、依頼者からの信頼をさらに高めるための一助としていただければ幸いです。

グレーゾーン金利について

「グレーゾーン金利」とは、かつて出資法の上限金利（29.2%）と利息制限法の上限金利（15～20%）の間に存在した金利帯のことを指します。この金利帯での貸付は、民事上は無効（利息制限法違反）でありながら、刑事罰の対象とはならない（出資法上は適法）という矛盾した状態にあったため「グレーゾーン」と呼ばれました。

グレーゾーン金利が存在した背景

- 利息制限法（1954年制定）：元本額に応じて上限金利を15～20%に制限。超過部分は無効
- 出資法（正式名称：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）：刑事罰の上限を当初109.5%と規定、その後段階的に引き下げ（⇒73.0%⇒54.75%⇒40.004%⇒29.2%）
- 旧みなし弁済規定（旧貸金業法第43条）：一定の要件を満たす場合、利息制限法超過分の支払いも有効とみなす特例が存在

最高裁判決による転換

2006年1月13日の最高裁判決（いわゆるシティズ判決）により、みなし弁済規定の適用が事実上否定されました。これにより消費者金融や信販会社による過払い金返還請求が相次ぎ、社会問題化しました。

2010年の法改正による解消

事項	改正前	改正後（2010年6月完全施行）
出資法の上限金利	29.2%（刑事罰の上限）	20.0%（刑事罰の上限）
みなし弁済規定	旧貸金業法第43条	廃止
グレーゾーン金利帯	15～29.2%の間に存在	解消（上限が一致）

過払い金について

グレーゾーン金利で返済していた借主は、利息制限法の上限を超えて支払った金額を元本に充当し、過払いがあった場合は返還を請求できます（過払い金返還請求）。

- 時効：過払い金返還請求権の消滅時効は、取引終了時から10年（民法の一般債権の消滅時効）
- 現在も多数の過払い金訴訟が継続中
- 行政書士は示談書・合意書の作成などで関与することがある
（ただし、訴訟代理・法律相談は弁護士の業務範囲に注意）

法定金利について

法定金利とは、法律によって定められた金利のことです。契約書で利率の定めがない場合や、法律上の損害賠償額の算定基準として用いられます。

(1) 民法の法定利率(民法第 404 条)

時期	法定利率	備考
～2020 年 3 月 31 日	年 5%(固定)	旧民法の規定
2020 年 4 月 1 日～	年 3%(当初)	3 年ごとに市場金利に連動して変動
2023 年 4 月 1 日～	年 3%(継続)	見直しで変動なし
2026 年 4 月 1 日～	年 3%(継続)	見直しで変動なし

2020 年の民法改正により、法定利率は固定制から変動制へと移行しました。法定利率は 3 年ごとに短期貸付けの平均利率（日本銀行統計）に基づいて見直されます。

(2) 法定金利が適用される主な場面

- 金銭消費貸借契約で利息の定めがない場合の利息（民法第 589 条）
- 不法行為による損害賠償の遅延損害金の算定（民法第 722 条、第 417 条、第 419 条）
- 期限の定めのない金銭債務の遅延損害金（民法第 419 条）

その他の金利に関する法律

(1) 遅延損害金(遅延利息)

遅延損害金とは、債務者が履行期限を過ぎても返済しない場合に発生する損害賠償金であり、利息の一種です。

区分	法的根拠	上限・基準
商事法定利率	旧商法第 514 条 (廃止)	2020 年改正前は年 6% 現在は民法の法定利率(年 3%)に統一
約定遅延損害金 (消費者向け)	消費者契約法第 9 条	年 14.6%が上限(日割りで 1 日 0.04%)
約定遅延損害金 (事業者間)	契約自由の原則	金銭消費貸借の場合は出資法の上限(年 20%) が適用される目安。 役務契約等の場合は法定上限なし (民法第 90 条・公序良俗の範囲内)。

(2) 利息制限法の上限金利

利息制限法は、貸付金利の上限を元本額に応じて以下のとおり定めています（第 1 条）。

元本の額	利率(上限)
10 万円未満	年 20%
10 万円以上 100 万円未満	年 18%
100 万円以上	年 15%

上限を超える利息の約定は、超過部分が無効となります（第 1 条）。また、元本以外の金銭で、利息・損害賠償額などを合算した場合の上限（みなし利息規定）も定められています（第 3 条）。

実務での活用例

ここでは、行政書士が実際の業務において金利の知識を活用できる具体的な場面をご紹介します。

活用例① 金銭消費貸借契約書の作成

個人間や事業者間の金銭貸借に際し、金銭消費貸借契約書の作成は行政書士の代表的な業務の一つです。

- 金利の定め：年利率を具体的に記載（利息制限法の上限以内であることを確認）
- 遅延損害金：支払期日を徒過した場合の利率を記載（消費者向けは年 14.6%以内）
- 返済方法：元利均等返済か元金均等返済かを明記
- 計算期間：利息計算期間の起算日を明記

チェックポイント：約定利率が利息制限法の上限（15～20%）を超えていないか、遅延損害金が上限を超えていないかを確認します。

活用例② 事業計画書・資金調達支援での返済シミュレーション

創業支援や許認可申請に伴い、事業計画書の作成をサポートする場面があります。資金調達（融資申請）において、返済計画の妥当性を確認するために金利計算が必要となります。

- 日本政策金融公庫の融資金利（基準利率・特別利率）の確認
- 元利均等返済の月額計算（公庫ウェブサイトのシミュレーションを利用）
- 返済計画表の作成支援

活用例③ 債務整理の周辺業務における過払い金の概算確認

依頼者から過去の借入について相談を受けた場合、行政書士は法的な手続きの代理は行えませんが、情報提供や書類の整理・情報収集については関与できます。

- 旧高金利での借入期間や返済実績の整理
- 過払い金が発生している可能性の概算確認（実際の請求は弁護士・司法書士へ引き継ぐ）
- 弁護士・司法書士への適切な紹介・引き継ぎ

▶重要な注意点：債務整理の法的手続き（任意整理・個人再生・破産申立など）は弁護士・司法書士の業務範囲です。行政書士が誤って代理行為を行うことのないよう、業務範囲を明確に把握しておく必要があります。

まとめ

金利に関する知識は、行政書士が関与する多くの業務領域で活用できます。以下の点を実務の基本として押さえておきましょう。

- 利息制限法の上限金利（元本額に応じて 15～20%）を常に意識する
- 2020 年民法改正後の法定利率（年 3%・変動制）を把握する
- 契約書には利率・計算方法・端数処理・遅延損害金の利率を明記する
- 税務・法律専門家との連携を密にし、業務範囲を超えた行為は行わない

行政書士自身が報酬を受け取れない場合(遅延損害金)

本稿では主に「借り手側」の視点から金利を解説してきましたが、行政書士自身が「貸し手(債権者)」の立場に立つ場面があります。依頼者が報酬を期日どおりに支払わない場合です。この場面では、行政書士は遅延損害金(遅延利息)を請求する権利があります。以下に、その法的根拠と実務上の対応を整理します。

(1) 報酬債権の法的性質と時効

行政書士の報酬請求権は、依頼者との委任契約(準委任を含む)または請負契約に基づく金銭債権です。2020年4月施行の改正民法により、職業別の短期消滅時効(旧民法第172条:2年)は廃止され、現在は以下の統一基準が適用されます。

- 消滅時効: 権利を行使できることを知った時(報酬支払期日)から5年、または権利発生時から10年(民法第166条)
- 旧民法(2020年3月以前)では弁護士・行政書士等の報酬債権は2年の短期消滅時効の扱いだったが、改正後は上記の「5年・10年」に統一された
- 時効の完成猶予: 内容証明郵便等での催告(民法第150条)(※6ヶ月、1回のみ)など
- 時効の更新: 確定判決等の権利確定(民法第147条)、債務承認(民法第152条)など

(2) 遅延損害金の法的根拠と適用利率

依頼者が報酬支払期日を過ぎても支払わない場合、行政書士は民法第415条(債務不履行による損害賠償)および民法第419条(金銭債務の特則)に基づき、遅延損害金を請求できます。適用される利率は、契約で定めているか否かによって異なります。

区分	適用利率	根拠・備考
契約に遅延損害利率の定め:あり	契約上の遅延損害利率	相手方が消費者:上限14.6%(消費者契約法第9条) 相手方が事業者:上限なし(公序良俗の範囲内) ※実務的には14.6~20%程度
契約に遅延損害利率の定め:なし	年3% (2020年4月以降)	民法第404条の法定利率(変動制)。遅延が生じた時点の法定利率が固定適用される

(3) 依頼者が消費者の場合の注意点(消費者契約法)

行政書士(事業者)と個人依頼者(消費者)との契約は「消費者契約」に該当します(消費者契約法第2条)。この場合、遅延損害金の上限に関する以下の制限が適用されます。

- 消費者契約法第9条第2号: 遅延損害金の利率が年14.6%を超える部分は無効
- 個人の相続・遺言・許認可申請を依頼する個人依頼者は原則として消費者に該当する
- 事業者から依頼を受けた場合、消費者契約法は適用されないため約定どおりの利率が有効となる(役務報酬に法定上限はないが、公序良俗の範囲内であることを注意)
- ▶実務ポイント: 委任契約書等に遅延損害金条項を設ける場合、個人依頼者向けは年14.6%以内、法人依頼者向けに法定上限はありませんが、実務的には年14.6~20%程度の範囲で設定するのが一般的です。

(4) 遅延損害金の計算例

項目	内容
未払報酬額	300,000 円
支払期日	2025 年 4 月 30 日(個人依頼者への請求)
実際の支払日	2025 年 7 月 30 日(91 日後)
遅延損害金利率(約定)	年 14.6%(消費者契約法の上限。1 日=0.04%)

$$\begin{aligned}
 \text{【計算式】遅延損害金} &= \text{未払報酬額} \times \text{年利率} \times \text{遅延日数} \div 365 \\
 &= 300,000 \text{ 円} \times 14.6\% \times 91 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \\
 &= 10,920 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

▶したがって、未払報酬 300,000 円に加えて遅延損害金 10,920 円、合計 310,920 円を請求できます。
なお、契約書に遅延損害金の定めがなかった場合は法定利率(年 3%)が適用され、遅延損害金は約 2,243 円にとどまります。約定を設けることの実務的意義が数字からも明確です。

(5) 報酬未払いへの実務的対応フロー

報酬未払いが発生した場合の対応は、段階的に進めることが原則です。

●【第 1 段階】任意交渉(電話・メール・口頭催告)

支払期日後、まず電話・メール等で支払いを促す
対応記録(日時・内容・相手の反応)を必ず残す

●【第 2 段階】内容証明郵便による催告

未払報酬額・遅延損害金額・支払期限を明記した催告書の内容証明郵便で送付
催告から 6 か月間は消滅時効が完成しない(民法第 150 条)。催告による時効の完成猶予は 1 回限りのため、催告後 6 か月以内に訴訟等の措置をとること

●【第 3 段階】少額訴訟・支払督促・通常訴訟

少額訴訟: 60 万円以下。簡易裁判所へ提起して期日 1 回で判決。(民事訴訟法第 368 条)

支払督促: 簡易裁判所書記官へ申立て。書面審査で支払督促が発布される。

(民事訴訟法第 382 条) ※いずれも、相手方が異議を申立てれば通常訴訟へ移行

※少額訴訟、支払督促等で時効の完成猶予⇒それらが認められれば時効の更新(民法第 147 条)

▶重要: 行政書士が自己の報酬請求のために訴訟提起や支払督促の申立てを行うことは、本人申立てとして適法です。ただし、相手方から反訴を提起された場合や事実関係が複雑な場合は弁護士への依頼を検討してください。

(6) 契約書・委任状整備のポイント

報酬未払いのリスクを最小化するために、業務委任契約書(報酬約定書)に以下の条項を明記することを強く推奨します。

●報酬額・支払時期・支払方法: 着手金・中間金・成功報酬等の分類と各支払期限を明記

●遅延損害金条項: 「支払期日の翌日から完済まで年 14.6% (個人) または年〇% (法人) の割合による遅延損害金を支払う」と明記

●業務中止権: 報酬未払いの場合は業務を中止できる旨の条項

●合意管轄: 紛争時の管轄裁判所を自事務所所在地の裁判所と定める条項

●着手金前払い制の導入: 着手時に一定割合を前払いとすることで未払いリスクを構造的に低減

これらの知識は、依頼者への説明だけでなく、行政書士自身の事務所経営と権利保護にも直結します。金利の理解を、依頼者支援と自己の業務管理の両面で活用してください。

メールアドレス登録のお願い



現在、本会および各支部において、会員向けの連絡方法として、FAXおよび郵送連絡を削減させ、メールでの連絡が可能なものはメールで統一したいと考えております。

したがいまして本会および各支部にメールアドレスを登録されていない会員におかれましては、メールアドレスの登録をお願いしているところです。

人的効率化および費用削減にもつながることから、まだメールアドレスを登録されていない会員におかれましては趣旨ご理解の上、是非登録をお願い申し上げます。

尚、メールアドレスの取得方法が分からない、メールの使用方法が分からないなど不明点、疑問点がございましたら、遠慮無くお申し付け下さい。

山口県行政書士会 企画広報部

会 務 報 告

令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

月	火	水	木	金	土	日
			1/1	1/2	1/3	1/4
1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11
仕事始め	新年あいさつ回り			行政やまぐち 166号発行		
1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18
		登録証交付式 (事務局) やまぐち農林振興公 社研修会 (山口県土地家屋調査 士会館 2 階会議室)				
1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
研修準備 (事務局)	山口県総合企画部市 町課訪問(監察看板 について) 職務上請求書の払出 しと使用に関する研 修資料検討会 (事務局)		第 3 回綱紀委員会 (事務局)	【日行連】 賀詞交歓 会 (東京)	丁種封印(事前研 修・指定研修)・業 務研修会 (山口県健康づくり センター)	
1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1
丁種封印指定研修 (代替研修) (事務局) 日本行政書士会連合 会中国地方協議会 「G ビズポータル説 明会・J グランツ体 験会(5 県合同)」 (岡山県)		【日行連】 令和 7 年 度全国広報担当者会 議 (Zoom)				
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
		山口法律関連士業ネ ットワーク第 4 回理 事会 (下関市)	【日行連】 日行連認 証取得済単位会課題 検討協議会(東日本 地域) (Zoom・オブザーバ ー出席)	【日行連】 職務上請 求書関係事務取扱責 任者会議 (Zoom)	業務研修会 (パルトビア山口)	
2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15
【日行連】 令和 7 年 度全国監察担当者会 議 (Zoom)	第 6 回理事会 (山口県土地家屋調 査士会館 2 階会議 室)			【日行連】 令和 7 年 度中央研修所全国担 当者会議 (Zoom)		
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
中国地方建設キャリ アアップシステム処 遇改善推進協議会 (Teams)		丁 種 封 印 指 定 研 修 (代替研修) (事務局)			職務上請求書の払出 しと使用に関する研 修会 (Zoom) A D R 研修会 (Y M f g 維新セミ ナーパーク)	
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
					相談員養成研修会 (Y M f g 維新セミ ナーパーク)	
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
【日行連】 封印取付 け全国担当者会議 (Zoom)					女性行政書士による 女性のための無料相 談会 (宇部市役所 市民交 流棟)	

会 務 報 告

月	火	水	木	金	土	日
3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
山口県総合企画部市町課訪問(知事表彰進達ほか) ADR効果測定(事務局) 総務部会(Zoom)	業務部打合せ(Zoom)			社会貢献事業部打合せ(事務局)	ADR研修会(Y M f g 維新セミナーパーク)	
3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22
		登録証交付式(事務局)				
3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29
3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
				登録証交付式(事務局) 正副会長会議(Zoom)		
4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12
	業務部・企画広報部・社会貢献事業部合同会議(Zoom)		山口県総合企画部市町課訪問(行政書士試験会場について)		職務上請求書の払出しと使用に関する研修会(Y M f g 維新セミナーパーク)	
4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19
会費改定説明会(Zoom) 新入会員研修打合せ(事務局)	令和7年度山口県行政書士会事業報告及び収支決算監査(事務局)			第1回理事会(山口県土地家屋調査士会館2階会議室・Zoom)		
4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26
		萩支部：定時総会		防府支部：定時総会 下関支部：定時総会		
4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3
	登録証交付式(事務局)					
5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10
				企画広報部会(Zoom) 周南支部：定時総会	山口支部：定時総会 岩国支部：定時総会	
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
	登録証交付式(事務局) 山口東京理科大学あいさつ		褒章伝達式・日行連記念品贈呈式(東京)	宇部支部：定時総会		
5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24
山口県総合企画部市町課訪問(会費改定について) 顕彰にかかる打合せ(事務局)		令和8年度山口県行政書士会定時総会打合せ(事務局)	令和8年度全国不動産協会山口県本部総会(山口グランドホテル)	山口県土地家屋調査士会第79回定時総会(かめ福オンブレイス)	第2回理事会・幹事会・監事・会計監事・議長副議長・司会候補者合同会議(かめ福オンブレイス) 山口県行政書士会定時総会(かめ福オンブレイス)	
5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
	山口県総合企画部市町課訪問(会則改正について)			山口県外国人材確保定着強化協議会通常総会(KKR あさくら) 山口県弁護士会役員披露・関係団体交流会(かめ福オンブレイス)		

会 務 報 告

月	火	水	木	金	土	日
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
		登録証交付式 (事務局) やまぐち職業さがし ハンドブック説明 (事務局) 山口法律関連士業ネ ットワーク第2回理 事会 (山口県弁護士会館)				
6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14
		業務部会 (Zoom)		正副会長会議 (事務局)		
6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21
登録証交付式 (事務局)	行政書士ADRセン ターやまぐち第1回 運営委員会 (事務局・Zoom)		【日行連】令和8年 度定時総会 (東京) (~19日)			
6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28
山口県社会保険労務 士会通常総会 (かめ福オンライン)			第3回理事会 (Zoom)	外為法に基づく報告 書等の原則オンライ ン化と財務省新シス テムについての説明 会 (オンライン)		
6/29	6/30					
登録証交付式 (事務局) 第1回選挙管理委員 会 (事務局)						

新入会員あいさつ

たけもり きよふみ
竹森 聖章

岩国支部 **入会日** R8.1.1
登録番号 26350125

竹森行政書士事務所

〒742-0417
岩国市周東町下久原1204番地10
TEL 0827-84-0484



入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました竹森聖章と申します。岩国市の中でも玖西盆地を中心に、地域の皆様のお役に立てるよう尽力して参る所存ですが、まずは既に行っている司法書士業務に関連の深い農地に関する業務を行い、ニーズがあればそれ以外の業務も行っていく考えでおります。

会の皆様と共に精進できたらと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。

まつもと やすあき
松本 泰明

防府支部 **入会日** R8.1.1
登録番号 26350126

行政書士事務所なぎ

〒747-0004
防府市大字牟礼901番地の26
TEL 0835-61-2531



入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました、松本泰明と申します。

一般の方や高齢の方にも安心してご相談いただけるよう、分かりやすく丁寧な対応を心がけて参ります。

日常生活に関わる身近なお困りごとに寄り添い、地域に根ざした事務所となるよう努めて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

たに かずき
谷 和樹

下関支部 **入会日** R8.1.1
登録番号 26350127

行政書士法人ORCA 山口オフィス

〒750-0016
下関市細江町2丁目2番1号
原弘産細江ビル9003号室
TEL 083-228-1177



入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました谷和樹と申します。

行政書士という専門家として、相続・遺言業務を主に活動したいと考えております。

これからは、専門家として皆様の悩みに寄り添い、具体的な問題解決のためのサポートをしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い致します。

ほうまん しんいち
寶満 真一

萩支部 **入会日** R8.3.1
登録番号 26350750

行政書士寶満真一事務所

〒758-0025
萩市土原35番地3たなかセンタービル
TEL 0838-25-2080



入会のご挨拶

この度、行政書士会に入会させていただきました寶満真一と申します。

永年勤務した税務職員の経験を生かして、この1月から税理士法人アカンパニメントの社員税理士として勤務しておりましたが、各種申請書類の作成等を行うべく3月1日づけでの行政書士登録となりました。

各種事務のデジタル化に対応しつつ、地域や業界の皆様にご貢献できるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

もりた ひろこ
守田 裕子

周南支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350909

もりた行政書士事務所

〒743-0013
光市中央4丁目7番2号1F
TEL 090-9061-0791



入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました、守田裕子と申します。

地域に根差した身近な行政書士として、皆さまに安心してご相談いただけるよう、一つひとつ丁寧に取り組んでいく所存です。

行政手続きのデジタル化でできることや、これからできるようになることについても、地域の皆さまに分かりやすくお伝えしていきたいと考えております。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

となが つかさ
戸永 司

周南支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350910

戸永司行政書士事務所

〒745-0017
周南市新町1丁目11リパティ新町101
TEL 0834-34-0301



入会のご挨拶

令和7年7月に国税の職場を退職し、税理士登録したことをきっかけに、行政書士の登録申請もあわせて行いました。

これまで、提出された書類を受け付ける側でしたが、今後は期日を守り、的確な書類を作成提出するという、反対の立場となりました。

行政書士として、顧客に寄り添いながら、丁寧な対応を心がけてまいりたいと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。

ひろたに とみ
廣谷 朋美

防府支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350911

クリヴィア行政書士事務所
〒747-0808
防府市桑山2丁目9-7ハイツピトン105号
TEL 0835-28-3850

入会のご挨拶

はじめまして、クリヴィア行政書士事務所の廣谷朋美です。

これまで不動産業に携わってきた経験から、空き家対策に関する農地転用等や、また建設業の方々との交流も多くあり、安全書類に関する手続代行等を中心にしながら、少しずつ業務の幅を広げて行きたいと考えています。しっかりと依頼者をサポートして「頼んで良かった」と言われるような行政書士になる事を目標にし、日々精進してまいりますので、ご指導、ご鞭撻いただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。



よしおか とよゆき
吉岡 豊之

防府支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350912

行政書士あかつき行政法務事務所
〒747-0806
防府市石がロー丁目6番15号
TEL 0835-23-0337

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会いたしました吉岡豊之と申します。

私は、長年住宅メーカーの業務管理部署に勤務しておりましたが定年を機に思うところ、生を受け約20年間の学生期間、約40年間の会社期間、そしてこれからの人生の期間を貢献期間と考え、座右の銘である「知的誠実さ」を持って、日々精進、日々研鑽に心がけ、地域に、社会に貢献できるよう決意するところです。

何が出来るのか、何が強いのか、迷いもありますが、どうかよろしくお願い致します。



たさい しょうご
田才 将吾

岩国支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350913

Link行政書士事務所
〒741-0062
岩国市岩国一丁目12番18号
TEL 070-9075-4859

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました田才将吾と申します。

これから行政書士として地域の皆様に寄り添いお役立ちできるよう努めてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



こじま なるひさ
小島 徳久

周南支部 **入会日** R8.3.15
登録番号 26350914

小島行政書士事務所
〒745-0806
周南市桜木3丁目12番31号
カモミール102号
TEL 080-1443-6472

入会のご挨拶

このたび入会させていただきました小島徳久と申します。

これまで独立行政法人および市役所において、窓口対応や統計業務、業務効率化等に携わってまいりました。また、海外での経験や日本語教育、翻訳の経験があり、英語および中国語での対応も可能です。

まだ至らない点も多くございますが、一つ一つの業務に丁寧に取り組んでまいります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



どい ひろえ
土井 広恵

萩支部 **入会日** R8.4.15
登録番号 26351323

土井広恵 行政書士事務所
〒758-0063
萩市大字山田4331番地1
TEL 080-1909-5375

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました土井広恵と申します。

未経験からのスタートとなりますが、日々の業務に誠実に向き合い、先輩方の背中を追いかけてながら一步步成長してまいりたいと存じます。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



ときおか ゆうな
時岡 侑奈

岩国支部 **入会日** R8.4.15
登録番号 26351324

美和中央行政書士法務事務所
〒740-1225
岩国市美和町渋前1343番地
TEL 090-3171-7036

入会のご挨拶

この度山口県行政書士会に入会いたしました時岡侑奈と申します。

業界のことはまだまだ勉強中であり、至らぬ点も多いかと思いますが、一日も早く皆様のように貢献できるよう励んでまいります。

研修会等でご挨拶の機会がございましたら、ぜひご指導いただければ幸いです。

よろしくお願い致します。



会員の動き

しもむら たろう
下村 太郎

岩国支部 入会日 R8.5.1
登録番号 26351613



採用支援行政書士事務所
〒742-0021
柳井市柳井4730番地1
TEL 090-7172-9822

入会のご挨拶

このたび、山口県行政書士会に入会いたしました柳井市の下村太郎と申します。行政書士としての責任と使命を深く自覚し、地域の皆様に信頼される身近な専門家となれるよう、日々研鑽を重ねてまいります。

当事務所は、中小企業の採用支援と国際業務に特化しております。少しでも地域社会のお役に立てるよう誠実に取り組む所存です。未熟ではございますが、諸先輩方のご指導を賜りながら、会の発展にも尽力してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

よしむら じゅんいち
吉村 純一

宇部支部 入会日 R8.5.1
登録番号 26351614



行政書士 office Rough
〒755-0096
宇部市開六丁目14番11号
TEL 090-7138-0636

入会のご挨拶

はじめまして。新たに入会させていただきました吉村純一と申します。

本業では飲食店を営んでおります。酔ったお客様対応等で長年鍛えられてますので、多少の無茶振りには耐性があるかと思います。行政書士としては、まずは焦らず背伸びをせず現場と実務を学び、静かに地道に経験値を積み上げていきたいと思っております。

見かけましたら、どうぞ気軽にお声がけください。

ながお かずひこ
永尾 和彦

萩支部 入会日 R8.5.1
登録番号 26351615



行政書士 利行堂
〒759-4401
長門市日置上11651番地3
TEL 090-9502-5704

入会のご挨拶

はじめまして。この度入会させていただきました永尾和彦です。

長年の自治体勤務を経て独立し、現在は「利行堂」の屋号で、長門市を拠点に中小企業支援や地域活動に携わっています。行政書士としては、相続・各種許認可・法人設立などの手続きを通じて、事業者や地域の皆さまが安心して前に進めるよう、丁寧で誠実な支援を心がけています。「利行は一法なり、あまねく自他を利するなり」の想いを大切に、一つひとつのご縁に向き合っております。

今度ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

にしだ えみ
西田 絵美

宇部支部 入会日 R8.5.1
登録番号 26351617



行政書士法人ONE 宇部庁舎前オフィス
〒755-0033
宇部市琴芝町一丁目2番46-103号
(行政書士法人ONE)
TEL 0836-38-6030

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました西田絵美と申します。

行政書士として新たな一歩を踏み出せることを、大変光栄に思っております。

地域の皆様に信頼していただけるよう日々精進して参ります。

ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

すえおか めぐみ
末岡 恵

岩国支部 入会日 R8.5.1
登録番号 26351616



末岡恵行政書士事務所
〒740-0017
岩国市今津町四丁目5番13号
TEL 080-3454-1382

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました末岡恵と申します。

これまで山口県職員として行政に携わり、県民の皆様に寄り添った行政サービスの提供に努めてまいりました。その経験を活かし、行政と市民・事業者をつなぐ身近な存在として皆様のお役に立てる行政書士を目指してまいります。

諸先輩方にはご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

まつむら あきら
松村 亮

防府支部 入会日 R8.5.15
登録番号 26351893



行政書士まつむら法務事務所
〒747-0026
防府市緑町二丁目5番48号
TEL 0835-28-0705

入会のご挨拶

この度、山口県行政書士会に入会させていただきました松村亮と申します。

これまで、39年間にわたり国の行政機関で勤務してまいりました。前職の現場で培ってきた知識や経験をいかし、社会貢献したいという思いから、セカンドキャリアとして行政書士への登録・開業に至りました。

地域の人から、信頼され、気軽に相談される行政書士を目指して日々精進していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

会員の動き

【変更】

変更事項	支部	氏名	変更後
事務所所在地	周南	松本 透	〒743-0046 光市木園1丁目14-1
事務所名称 事務所 TEL	下関	藤本 芳博	ふじもと行政書士事務所 083-256-7876
属性	下関	藤本 隆芳	行政書士の使用人
事務所所在地 (住居表示変更)	山口	上田 昌志	〒754-0077 山口市小郡柳井田二丁目1番56号
事務所所在地 (住居表示変更)	山口	仁多 英幸	〒754-0074 山口市小郡津市3番15-2号
事務所所在地 事務所 TEL	山口	井村 数弥	〒753-0851 山口市黒川2554番地6 083-923-5328
事務所所在地	下関	廣岡 久義	〒751-0878 下関市秋根上町三丁目8番2号
事務所所在地 (住居表示変更)	山口	國次 薫	〒754-0071 山口市小郡東津二丁目1番17号
事務所所在地	下関	田坂 正巳	〒751-0853 下関市川中豊町3丁目3番11号
事務所所在地	山口	上田 創	〒754-0043 山口市小郡明治二丁目1番8-101号
属性 事務所所在地 事務所 TEL 事務所名称	岩国	山本 修	法人の社員 〒740-0018 岩国市麻里布町六丁目7番8号 0827-22-8870 成和行政書士法人 岩国事務所
事務所所在地 事務所 TEL	岩国	河本 義明	〒740-0022 岩国市山手町1丁目10-24 0827-24-1456
事務所 TEL	山口	山下 保彦	080-1707-9649

会員の動き

【退 会】

支部	会員氏名	退会年月日	支部	会員氏名	退会年月日
防府	尾本 高広	R7. 12. 31	周南	高松 台次郎	R8. 2. 27
岩国	重岡 邦昭	R8. 3. 31	宇部	兼光 義史	R8. 3. 31
周南	池中 信雄	R8. 3. 31	山口	阿部 政行	R8. 3. 31
下関	永尾 義郎	R8. 3. 31	宇部	瀬口 潤二	R8. 4. 15
岩国	田村 博美	R8. 4. 15	山口	三戸 基文	R8. 4. 15
山口	末田 正行	大阪会へ	下関	浅井 武	福岡会へ
周南	兼重 智	R8. 5. 31	下関	丸子 太	R8. 6. 30

～ご逝去の会員のお知らせ～

下関支部 三谷 健吉 会員 令和8年5月23日 ご逝去

下関支部 藤本 隆芳 会員 令和8年5月27日 ご逝去

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

登録証交付式



綿部副会長、松本会員、谷会員、竹森会員



長澄副会長 寶満会員



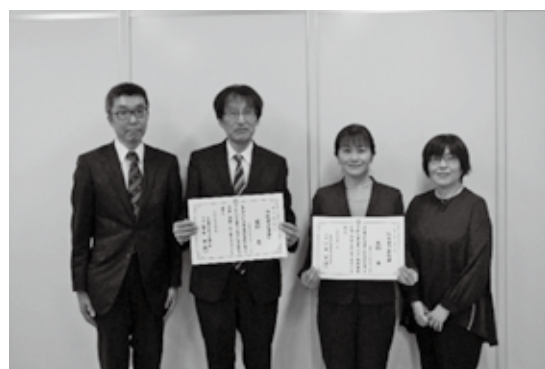
(左上から) 戸永会員、守田会員、小島会員、
正木副会長、吉岡会員、廣谷会員



綿部副会長、田才会員、時岡会員、土井会員、杉山会長



綿部副会長、下村会員、永尾会員、西田会員、吉村会員



長澄副会長、松村会員、末岡会員、杉山会長

山口県行政書士会の先生方へ

wisePDS

2026年7月 経審改正にも対応済

経審・建設業許可等

ソフトが無料!

電子申請支援システム建設業統合版

Windows11
対応

建設業許可（新規・更新・変更）/ 決算変更届（財務諸表等含む）/ 経営事項審査 経営状況分析 / 経審・分析評点シミュレーション / 顧客管理 / 月次処理 / 都道府県書式対応 / JCIP 連携 / 分析電子申請

全国 5,000 以上の行政書士事務所様が継続利用中!

インストール後
1年間無料!

行政書士会入会から
5年間無料!

行政書士会
会員様は

ワイズ公共データシステムへ

年間1件の経営状況分析申請で

翌年も保守料金・バージョンアップ 料金不要



ホームページからダウンロードして
今すぐご利用いただけます!

ワイズ公共

検索

wisePDS ワイズ公共データシステム

国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

株式
会社

ワイズ公共

検索

福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ 3 階 TEL 092-292-8101

本社 / 〒380-0815 長野市田町 2120-1

FAX 026-232-1190

TEL 026-232-1145

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル11階

TEL 011-802-7685

大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階

TEL 06-6948-6615

なんでも経審Plus は、

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

JCIP に対応!!



「会員登録」「利用料」「更新料」は一切不要です。
いますぐ**無料**でお使いいただけます。

許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ▶ JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ▶ JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ▶ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

経営状況分析は“信頼と実績”の 登録経営状況分析機関 登録番号 1

詳しい情報は <https://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC なんでも経審Plus**

検索

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 西日本支部

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル9階

【お問い合わせ】 近畿地区 Tel. 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel. 06-6767-2802

九州地区 Tel. 092-483-2841

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。



山口県行政書士会会費の納入について

期限内に納入をお願いいたします。

【山口県行政書士会会費】

区 分	金 額	納 入 期 限
前 期	31,200円	4月25日
後 期	31,200円	10月25日

◎ 会費の納入 預貯金口座振替制度の活用をお願いします。

口座振替取扱金融機関はゆうちょ銀行及び山口銀行です。

◎ 申込方法

ゆうちょ銀行・・・「自動払込利用申込書」を口座のあるゆうちょ銀行に提出して下さい。

山口銀行・・・「預金口座振替依頼書」を口座のある山口銀行に提出のうえ、「控」を事務局に提出してください。

(申込用紙は山口県行政書士会事務局にありますのでお問合せ下さい。)

編集後記

今年も例年のごとく暑いが続いていますね。個人的には昨年12月より自地区の民生・児童委員を拝命し、今まで以上に高齢者の方との交流が増えております。お元気で活発な方が多く、そのエネルギッシュな行動力に圧倒されている次第です。

話は変わりますが、本年度は行政書士法の一部改正が1月1日より施行され、行政手続きのデジタル化や行政書士の役割が明確化されました。これは我々行政書士にとって、とても有意義な改正となりました。我々の職域を守り、更に行政書士の皆様が発展していくことに期待したいと思います。

これから本格的な夏に入っていきます。皆様、体調管理には十分留意され暑い夏を乗り切りましょう。

企画広報部長 松岡 巧

行政やまぐち 第167号

発行所 山口県行政書士会
 発行人 会 長 杉山 久美子
 責任編集者 副 会 長 長澄 智史
 企画広報部長 松岡 巧
 同副部長 山野 和民
 同副部長 松田 幹央
 広報部員 吉津・井本・八木

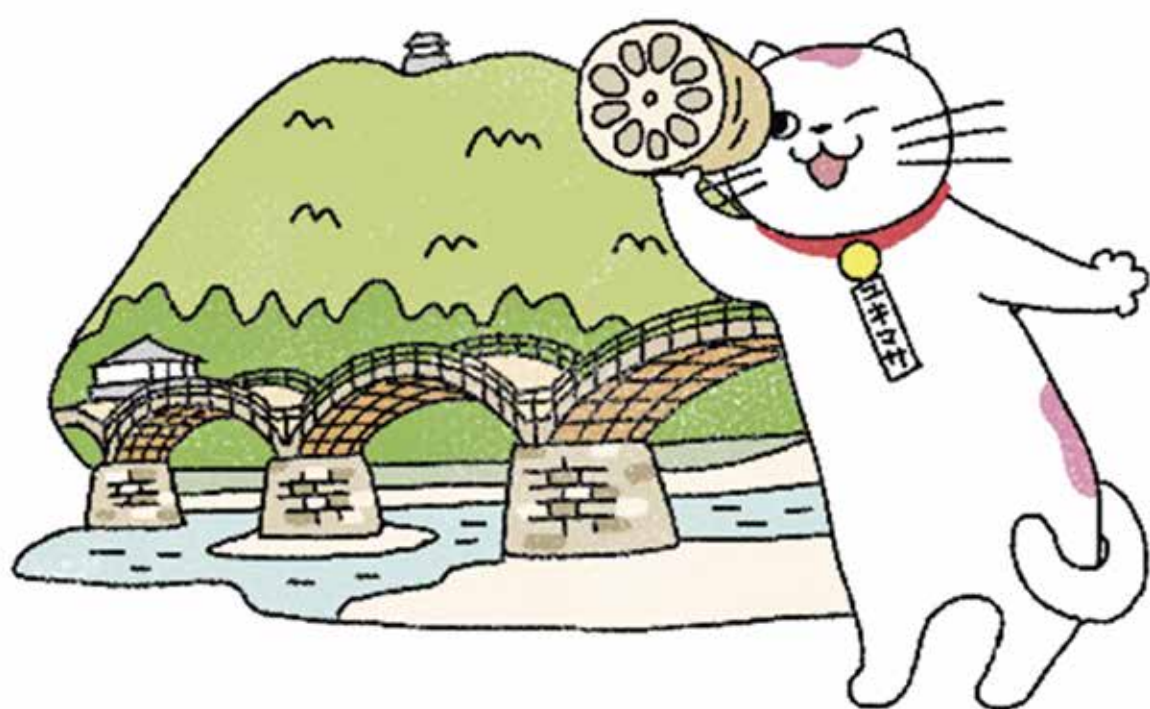
〒753-0042

山口市惣太夫町2番2号

TEL(083)924-5059

FAX(083)924-5197

E-mail: yamaneke@gyoseisyoshi-as-yg.org



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマスくん